

3 年金

=国民年金の給付=

◆ 遺族基礎年金

遺族基礎年金とは、死亡日の前日までに一定の滞納がない等の受給要件を満たしている死亡された方によって生計を維持されていた下記の対象者が受けることができる給付です。

▷時効（5年）を経過した期間のものは支給されません。

支給対象者

- ① 18歳到達日の属する年度末まで（国民年金法1級・2級の障害があれば20歳未満）の未婚の子
- ② ①の子と生計同一の配偶者（事実婚を含む）

▷夫が支給対象となる場合は、平成26年4月1日以降の死亡日のものに限りません。

▷支給対象者に一定以上の収入があると、死亡された方に生計維持されていたとみなされない場合があります。

遺族基礎年金を受給され、前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下の場合は、「遺族年金生活者支援給付金」も受給することができます。

給付額は月額5,310円が、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれの子に支払われます。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

◆ 寡婦年金

寡婦年金とは、死亡日の前日において、第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間が10年（平成29年7月31日以前に死亡された場合は25年）以上あり、かつ、障害基礎年金又は老齢基礎年金を受け取らずに亡くなった夫に生計を維持されていた妻（事実婚を含む婚姻期間が死亡時まで継続して10年以上ある者に限る）に、60歳から65歳になるまでの間に支給される給付です。

▷時効（5年）を経過した期間のものは支給されません。

▷寡婦年金と死亡一時金のいずれも受給権がある方は、選択によりどちらか一方の支給となります。

▷夫が死亡した当時、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていた場合は支給されません。

◆ 死亡一時金

死亡一時金とは、障害基礎年金または老齢基礎年金を受け取らずに亡くなられた方が、死亡日の前日において第1号被保険者（任意加入を含む）として保険料を3年以上納めていた場合に遺族に支給される一時金です。

死亡一時金を請求できる遺族の請求順位は、死亡された方と生計同一の方で、配偶者（事実婚を含む）・子（養子を含む）・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順となります。

▷時効（2年）を経過すると支給されません。

▷遺族が遺族基礎年金を受給できる場合は支給されません。

▷死亡一時金と寡婦年金のいずれも受給権がある方は、選択によりどちらか一方の支給となります。

国民年金に関することは

中央窓口センター 国民年金担当 ☎823-9439

=厚生年金の給付=

◆ 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または受給権者が亡くなられたとき、遺族基礎年金に上乘せして支給されます（被保険者の場合の保険料納付要件は、遺族基礎年金と同じです）。

ただし遺族が、亡くなられた方に生計維持されていた子のない配偶者、父母、孫、祖父母の場合は、遺族厚生年金だけが支給されます。

▷子・孫とは18歳到達日の属する年度末まで（国民年金法1級・2級の障害があれば20歳未満）の方となります。

▷夫・父母・祖父母が遺族である場合は、死亡当時に55歳以上であることが要件となり、受給開始は60歳からです。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳より前でも遺族厚生年金をあわせて受け取ることができます。

▷遺族には、受給の優先順位があります。

▷詳しくは最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

▷年金事務所での年金相談・お手続きの際は予約が必要です。予約の申し込みは、予約受付専用電話「0570-05-4890」（平日8時30分～17時15分）または最寄りの年金事務所まで。

日本年金機構 高知東年金事務所 ☎831-4430

高知西年金事務所 ☎875-1717

いずれも自動音声案内が流れましたら、「1」のあと「2」を押してください。